

【資料1】

新医療療育情報システム構築業務委託企画提案競技実施要領

この実施要領は、地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「機構」という。）が実施する「新医療療育情報システム構築業務」（以下「本業務」という。）に係る業務委託候補者を選定する企画提案競技に関して必要な事項を定めるものである。

1 業務内容

(1) 業務名

新医療療育情報システム構築業務

(2) 業務の仕様等

新医療療育情報システム構築業務企画提案依頼書及び新医療療育情報システム要求仕様書」（以下「提案依頼書等」という。）のとおり。

(3) 委託予定期間

契約締結の日から令和3年1月22日まで

(4) 委託額の上限

411,355,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は業務の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

2 業務履行の重要条件

本業務の履行にあたっての重要条件は、次のとおり。

- (1) 提案依頼書等に示す内容を満足するシステムを構築し、安定して稼働させること。
- (2) 提案依頼書等に示す既存の稼働システムのデータ移行、既存システムとの接続について、費用が発生する場合には、その費用を見積書に含めること。
- (3) 上記を含めて必要な業務は、すべて受注者の責任において履行し、これに係るすべての費用は、今回提出する見積書に含めること。
- (4) 本業務の見積書とは別途に、1年間のランニングコスト（システム保守、運用保守、診療報酬改定対応、その他費用等）に係る見積書を提出すること。
なお、ハードウェア保守については、稼働日より1年間は無償保証期間とするため、2年目以降の保守費用として記載すること。
- (5) 提案依頼書等に示す内容の範囲内においては、履行期限の延長、契約金額の変更等の協議には一切応じない。

3 事務局

地方独立行政法人秋田県立療育機構 経営統括本部

住所 〒010-1409 秋田市南ヶ丘一丁目1番2号

電話 018-826-2401 FAX 018-826-2407 E-Mail airc-honbu@airc.or.jp

4 実施スケジュール

- (1) 企画提案競技の参加者の公募開始 令和2年2月28日(金)
- (2) 提案依頼書等の交付 令和2年3月17日(火)午後5時まで

(3) 実施要領等に関する質問の受付	令和2年3月24日(火)午後5時まで
(4) 参加資格確認申請書の受付	令和2年3月24日(火)午後5時まで
(5) (3)の質問に対する回答の掲示	令和2年3月26日(木)
(6) 参加資格確認結果の通知	令和2年3月26日(木)
(7) 参加資格が認められない理由の請求	令和2年3月27日(金)午後5時まで
(8) 企画提案書等の受付	令和2年3月31日(火)正午まで
(9) 審査会の実施	令和2年4月上旬
(10) 審査結果の通知	令和2年4月上旬
(11) 契約締結	令和2年4月上旬

5 必要書類の様式

(1) 参加に必要な書類は、4(2)の提案依頼書等の交付期間中に3で定める場所で、電子媒体(CD-ROM)により直接交付する。

(2) 交付する書類

- ① 【資料1】 企画提案競技実施要領(本書)
- ② 【資料2】 新医療療育情報システム構築業務企画提案依頼書
- ③ 【資料3】 新医療療育情報システム構築業務要求仕様書兼要件定義回答書
- ④ 【資料4】 新医療療育情報システム構築業務企画提案書等作成要領
- ⑤ 【様式第1号】 参加資格確認申請書
- ⑥ 【様式第2号】 会社概要等整理表
- ⑦ 【様式第3号】 受注実績整理表
- ⑧ 【様式第4号】 専任技術者証明書
- ⑨ 【様式第5号】 共同企業体協定書
- ⑩ 【様式第6号】 実施要領等に関する質問票
- ⑪ 【様式第7号】 実施体制調書
- ⑫ 【様式第8号】 企画提案書
- ⑬ 【様式第9号】 要件定義回答書
- ⑭ 【様式第10号】 構築見積書
- ⑮ 【様式第11号】 保守見積書
- ⑯ 【様式第12号】 企画提案不参加報告書

6 実施要領等に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和2年3月24日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

【様式第6号】実施要領等提案に関する質問票により、3の事務局あてに電子メールで提出すること。

(3) 回答方法

電子メールにより随時回答するほか、質問及び回答の内容を整理し、ウェブサイト「地方独立行政法人秋田県立療育機構・秋田県立医療療育センターホームページ」の「入札情報」に掲載する。

7 参加資格に関する事項

本業務に係る企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者で、かつ、地方独立行政法人秋田県立療育機構理事長から参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 秋田県立療育機構契約事務取扱規程第3条第1項、第3項及び第4項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く。）に該当しないこと。
- (3) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (4) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、秋田県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 次の人数のとおり技術者を配置できる者であること。
 - ① 専任技術者1名以上
 - ② 専任技術者以外に技術者2名以上
- (6) 秋田市内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (7) 参加資格申請期間内に提案依頼書等の配布を受けた者であること。
- (8) 共同企業体で参加しようとする場合は、次の要件を満たしていること。
 - ① 共同企業体の結成は自主結成とし、別途定める協定書を締結していること。
 - ② 構成員の全てが上記(1)～(4)の要件を満たすこと。
 - ③ 共同企業体を構成するいずれの者も、本競技に単独又は他の共同企業体の構成員として参加していないこと。

8 参加資格の確認

- (1) 企画提案競技への参加者は、次の書類を3の事務局に提出すること。
 - ① 提出書類
 - ア 【様式第1号】参加資格確認申請書
 - イ 【様式第2号】会社概要等整理表
当様式の内容が網羅されていれば、会社案内等のパンフレットでの代用可。
 - ウ 【様式第3号】受注実績整理表
 - エ 【様式第4号】専任技術者証明書
 - オ 【様式第5号】共同企業体協定書（※共同企業体で参加する場合のみ）
 - ② 提出期限
令和2年3月24日（火）午後5時まで（郵送の場合は必着。）
 - ③ 確認結果
令和2年3月26日（木）までにメールで通知、同時に書面を郵送する。
 - ④ 留意事項
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消す。
 - イ 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しない。
 - ウ 提出書類を郵送する場合は、封書に「新医療療育情報システム構築業務参加資格申請書在中」と記載すること。
 - エ 提出書類を持参する場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの間に3の事務局に届けること。

- (2) 参加資格の確認後に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、この参加資格を喪失する。
また、参加資格の確認後に参加を辞退する場合は、速やかに3の事務局に連絡するとともに、【様式第12号】企画提案不参加報告書を提出すること。
- (3) 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、機構に対して書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。
- ① 提出期限
令和2年3月27日(金)午後5時まで
 - ② 提出場所
3の事務局
 - ③ 提出方法
持参または電子メールにより提出すること。
 - ④ 説明方法
上記書面を受理した時から7日以内に、機構は説明を求めた者に対し、郵送により書面でその理由を説明する。

9 企画提案書等の作成及び提出

企画提案競技への参加者は、次の書類を3の事務局に提出すること。

- (1) 提出書類
- ① 企画提案書類 各10部（正本1部、副本9部）
 - ア 新医療療育情報システム構築業務企画提案書（正本には様式第8号を添付。）
 - イ 新医療療育情報システム構築業務企画提案書要約版
 - ウ 要件定義回答書（正本には様式第9号を添付。）
 - エ プロジェクト計画書
 - オ 実施体制調書（様式第7号）
 - ② 見積書
企画提案書の事業を実施するため次のア、イの見積書、別紙として積算根拠を明らかにした見積内訳書を添付すること。
なお、見積額が「1(4)委託額の上限」を上回った場合は審査の対象としない。
 - ア 構築見積書（様式第10号）
 - イ 保守見積書（様式第11号）
- (2) 提出期限
令和2年3月31日(火)正午まで（郵送の場合は必着。）
- (3) 留意事項
- ① 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しない。
また、提出期限までに提出しない参加資格者は、辞退したものとみなす。
 - ② 提出書類を郵送する場合は、封書に「新医療療育情報システム構築業務企画提案書在中」と記載すること。
 - ③ 提出書類を持参する場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの間に3の事務局に届けること。
 - ④ 提出できる企画提案書は、1参加者1案とする。
 - ⑤ 3の事務局が受理した提出書類は、これを書き換えまたは撤回することができない。

10 企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法

(1) 企画提案競技の審査

企画提案審査会（以下「審査会」という。）で、企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を行い、優れていると認められた順に順位を付け、委託候補者を選定する。

① 日時及び場所

令和2年4月上旬を予定している。

日時及び場所については、追って事務局からメールで連絡する。

② プレゼンテーション

プレゼンテーション、質疑応答を含め、1社60分（プレゼンテーション45分、質疑応答15分程度）とする。

なお、会場にはパソコン（Microsoft Windows10 Pro 64bit、Microsoft Office2016 Home and Business）、スクリーン及びプロジェクタを準備する（持ち込みも可）。

③ その他

プレゼンテーションは、【様式第4号】専任技術者証明書に記載した専任技術者または同社の代表者が行うこと。

(2) 企画提案の評価

地方独立行政法人秋田県立療育機構内に設置する審査会において、書類、プレゼンテーションについて公正かつ適正に審査を行い、最も優れた企画を提案した者を選定する。

なお、審査にあたっての評価項目及び配点割合は次のとおり。

① 技術点：1000点

- ・要件定義回答書の評価 : 300点
- ・企画提案書内容の評価 : 700点

② 価格点：500点

- ・初期導入費用及びデータ移行費用 : 350点
- ・保守及び運用管理費用 : 150点

(3) 結果の通知

審査の結果は、速やかに企画提案競技参加者に書面で通知する。

11 契約に関する事項

(1) 契約の相手方

10により選定された委託候補者と予定価格の範囲内で単独随意契約を締結する。

(2) 企画提案内容と業務

企画提案書等に記載された事項は、本業務の契約時の仕様書の一部として取り扱う。

契約の締結にあたっては、審査会における意見を踏まえ、委託候補者と提案内容に沿った協議及び調整を行い、企画提案内容の一部を変更し、業務内容の追加や修正をする場合がある。その場合は、委託契約額は協議により別途決定する。

(3) 企画提案競技及び契約の不成立等

10により選定された委託候補者が、正当な理由なく契約を締結しないとき、または協議が整わないときは、その選定を取り消す。

(4) 再公募

(3)の場合は、再度、企画提案競技を実施することがある。

(5) 契約保証金

- ① 本業務の受託者は、地方独立行政法人秋田県立療育機構契約事務取扱規程（以下「規

程」という。) 第 28 条第 1 項に基づき、契約額の 100 分の 10 以上に相当する額を契約保証金として納付する必要がある。

ただし、規程第 29 条の規定に該当する場合は、この保証金の納付を免除する。

② 受託者が納付した契約保証金は、規程第 28 条第 2 項の規定により還付する。

12 公正な企画提案競技の確保

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を禁止する。
- (2) 企画提案にあたっては、競争を制限する目的で他の企画提案競技参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成すること。
- (3) 企画提案競技参加者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、または企画提案競技の執行を延期し、若しくは取り止める場合がある。

13 その他

- (1) 企画提案競技参加者が機構に提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属するが、提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、企画提案競技参加者が負うものとする。
- (4) 企画提案競技参加者が本件企画提案に要する費用は、参加者が負担するものとする。

以上